

第 19 類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20% を超えるもの（第 16 類参照。第 19.02 項の詰物をした物品を除く。）
 - (b) 飼料用のビスケットその他の穀粉又はでん粉の調製飼料（第 23.09 項参照）
 - (c) 第 30 類の医薬品その他の物品
- 2 第 19.01 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (a) 「ひき割り穀物」とは、第 11 類の「ひき割り穀物」をいう。
 - (b) 「穀粉」及び「ミール」とは、次の物品をいう。
 - (1) 第 11 類の穀粉及びミール
 - (2) 他の類の植物性の粉及びミール（乾燥野菜（第 07.12 項参照）ばれいしよ（第 11.05 項参照）又は乾燥した豆（第 11.06 項参照）の粉及びミールを除く。）
- 3 第 19.04 項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 6% を超える調製品及び第 18.06 項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で覆った調製品を含まない（第 18.06 項参照）。
- 4 第 19.04 項において「その他の調製をしたもの」とは、第 10 類又は第 11 類の項又は注に定める調製又は加工の程度を超えて調製又は加工をしたものをいう。